



発行
東京都

目次

10

公 告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表……………
……………（東京都監査委員）… 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、東京都包括外部監査人山下康彦から令和5年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月21日

東京都監査委員	鈴木章 浩
東京都監査委員	小山くにひこ
東京都監査委員	茂垣之雄
東京都監査委員	松本正一郎
東京都監査委員	後藤靖子

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

東京都包括外部監査人
公認会計士 山下康彦

中央卸売市場の事業に関する
事務の執行及び経営管理について

- 第 1 包括外部監査の概要
- 1 外部監査の種類
- 地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査
- 2 選定した特定の事件（監査テーマ）
- 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について
- 3 監査対象年度
- 令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。
- 4 監査対象局
- 中央卸売市場
- 5 外部監査の実施期間
- 令和 5 年 6 月 29 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 6 包括外部監査人及び補助者
- (1) 包括外部監査人
- 公認会計士 山下 康 彦
- (2) 補助者
- | | | | |
|-------|---------|-------------|-----------|
| 公認会計士 | 浜 田 陽 介 | 公認会計士 | 傳 田 聖 也 |
| 公認会計士 | 屋 島 伸 彦 | 公認会計士 | 須 田 陽 利 |
| 公認会計士 | 三 枝 和 臣 | 公認会計士 | 平 野 清 秀 |
| 公認会計士 | 五十嵐 郁 貴 | 公認会計士 | 吉 田 峻 介 |
| 公認会計士 | 大久保 将史 | 公認会計士 | 森 田 省 吾 |
| 公認会計士 | 柏崎 あゆみ | 公認会計士 | 菅 田 裕 之 |
| 公認会計士 | 来 栖 寛 明 | 公認情報システム監査人 | 渡 邊 健 太 郎 |
| 公認会計士 | 山 田 晟 良 | IT コーディネータ | 西 脇 弘 |
- 7 特定の事件を選定した理由
- 中央卸売市場は、毎日の生活に欠かせない生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための拠点となっている。水産物・青果物・食肉・花きなどの生鮮食料品等は、長期にわたる鮮度の保持が難しい一方、自然条件等によって供給量が大きく左右されるなど、流通量・価格ともに不安定になりがちである。このため、生鮮

食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図り、公正かつ迅速な取引を確保することを目的として開設者によって運営される中央卸売市場は、重要な社会インフラの一つとなっている。歴史的には様々な不公正な取引が大きな社会不安に結びついたこともあったが、そのようなことが我が国において現在ないのは決して当然のことではない。

東京都中央卸売市場は、全国中央卸売市場の中で見ると、水産物ではおおむね2割、青果物では3割の流通量を占めるほか、価格形成においては全国から注目される存在であり、中央卸売市場一般における意味を超えて、質量ともにその社会的存在意義は一層大きい。

東京都中央卸売市場はそうした重要な社会的機能を担っている一方、地方公営企業法の財務規定等の一部適用事業として原則的には独立採算で運営を求められ、経営管理の経済性・有効性・効率性への要請は強い。11か所の市場は、平成30年に築地から豊洲に移転した豊洲市場をはじめ、それぞれ様々の状況の中で今日に至っており、中長期的に独立採算で運営していくに当たり、向き合わなくてはならない課題も多いのではないかと。そのような中で、東京都は、今後の市場経営のビジョンを示すものとして、令和3年3月に東京都中央卸売市場経営指針を策定した。また、令和4年3月に、当該経営指針で掲げた「2040年代の中央卸売市場の姿」及び「持続可能な市場経営」の実現に向けて、令和4年度から令和8年度までの5年間で計画期間とする東京都中央卸売市場経営計画を策定している。

以上のような東京都中央卸売市場であるが、包括外部監査において取り扱われたのは平成13年度のみで、それもごく部分的な射程にとどまるものである。ついては、1,400万都民のみならず我が国全体にとっても重要な東京都中央卸売市場の事業について、財務事務及び経営管理が関係法令に則り実施され、かつ経済性・有効性・効率性を十分に考慮しつつ執行されているかなどについて検討することは非常に意義のあることと考え、「中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について」を令和5年度の包括外部監査対象事件に選定した。

8 外部監査の方法

(1) 基本的な視点

中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために、法規等準拠性(合規性)の観点に加え、いわゆる3E(経済性、効率性及び有効性)の観点により監査を実施する。

法規等準拠性は、中央卸売市場が実施する各種事務・事業の手続が、各種規則や要綱等に沿って適切に行われているかという視点である。例えば、施設使用料、売上高割使用料等の徴収、減免及び債権管理を、法規等に準拠して実施しているかという視点である。法規等に準拠していない不適正な処理がなされている場合には、都に改善策を提案する。

経済性、効率性とは、事務・事業の遂行に当たり、成果に対して最少の経費、労力で事業が執行されているかという視点となる。中央卸売市場の各事業については、一定のコストでより大きな成果を上げているか、又は一定の成果に対してより少ないコストで達成しているかについて検討することとする。

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。中央卸売市場が行っている事業の中には、例えば、市場業者への経営支援の取組のように、成果そのものに、より焦点を当てるべきものもある。

都が、これらの事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルの観点も重要となる。

その他にも、地方公営企業法の財務規定等の一部適用事業として、原則的には独立採算で運営を求められる中央卸売市場の事業の中にどのような課題があるのか、新たな都政の羅針盤として位置付けている都の総合計画である「未来の東京」戦略や、東京都中央卸売市場経営計画などの趣旨に合致しているかといった点も基本的な視点とした。

(2) 主な監査手続

ア ヒアリング

(ア) 各種事業の内容等について、中央卸売市場の各担当者に対して、事業運営全般の状況、業務内容等について、ヒアリングによって確認する。

(イ) 中央卸売市場の各担当者に対して、収入、支出、契約、決算、現金等の出納管理、財産管理等の事務の執行及び経営に関する事業の管理について、ヒアリングによって確認する。

(ウ) 財務諸表作成プロセスや会計処理・決算処理方法について、ヒアリングによって確認する。

イ 資料・文書の閲覧及び分析

アのヒアリングに関連する各種資料を閲覧する。

財務数値について一定の仮定に基づいて試算を行い、市場別財務諸表、単位

面積当たりの収益／費用、有形固定資産減価償却率等の分析を行った。

ウ 現場の視察、資産管理状況の確認

(ア) 国立地方卸売市場の視察

国立地方卸売市場を訪問し、市場の概要等を把握した。地方卸売市場と中央卸売市場の事業実施状況の異同や、地方卸売市場と中央卸売市場との連携状況の把握を監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、地方卸売市場と中央卸売市場の関係についてヒアリングを実施した。

地方卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件や結果の公表等の共通の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、農林水産大臣が定めた基本方針等に即して都道府県知事により地方卸売市場として認定された市場をいう。国立市場は東京多摩青果株式会社により開設されており、中央卸売市場の多摩ニュータウン市場では、東京多摩青果株式会社の子会社が卸売業者として業務を行っている。東京多摩青果株式会社は、中央卸売市場を含めた全青果卸売業者の中でも全国有数の規模を有している。

(イ) 板橋市場の視察

板橋市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。板橋市場は、青果物において機能強化に向けて業界関係者と意見交換を行いながら施設整備の方向性を検討していることから、施設更新における課題の把握等も監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(ウ) 食肉市場の視察

食肉市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。食肉市場は、食肉を取り扱う都内で唯一の卸売市場であることから、食肉市場固有の課題や老朽化が進んでいる施設の更新における課題の把握等も監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(エ) 豊洲市場の視察

豊洲市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。豊洲市場は、都の中央卸売市場において水産物の大部分を扱うほか、青果物も都内の中央卸売市場では大田市場に次ぐ規模で取り扱う大規模市場である。また、都において最も新しい基幹市場であることから、基幹市場における課題や閉鎖型施設の運営状況や課題の把握等も監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(オ) 足立市場の視察

足立市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。足立市場は、水産物を扱う市場である。老朽化が進んでいる施設の更新における課題の把握等も監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況に加え、仲卸売場の場内移動に向けての検討状況等について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(カ) 大田市場の視察

大田市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。大田市場は、青果物と花きの取扱いが都最大の基幹市場であることから、基幹市場における固有の課題や老朽化が進んでいる施設の更新における課題の把握等も監査の着眼点とし、豊洲と距離的に比較的近い場所で営まれている水産物に関する市場の状況も着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(キ) 淀橋市場の視察

淀橋市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。淀橋市場は、拡張整備事業に取り組んでいることから、実需者ニーズをどのようにに反映させているか等も監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

エ 監査意見の取りまとめ
アからウまでの監査手続を実施することにより、経済性、効率性、有効性、さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめめる。

オ 報告書の作成

監査対象とした中央卸売市場の事務事業の状況を踏まえ、報告書においては、4項目に区分をしている。

まず、「Ⅰ 経営計画について」という項目において、「2040年代の中央卸売市場の姿」及び「持続可能な市場経営」の実現に向けて、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間で計画期間とし、都が取り組んでいる施策について取り上げている。ここにおいては、主に経営計画策定の前提となる現状分析の状況や施策の実施状況、PDCAサイクルに基づいた事業の運営状況について報告書を作成している。

次に、「Ⅱ 経営支援について」として、都が卸売業者や仲卸業者に対して実施している、補助金による支援や経営指導の取組について取り上げている。ここでは主に、効果的な支援が行われているかといったことや経営指導が業者のニーズを満たしているかといった観点から報告書を作成した。

続いて「Ⅲ 市場の業務管理について」においては、財産管理、使用許可等の施設の利用、債権管理、契約、統計事務といった各種業務の管理状況について監査を行った。これらについては、内部統制の視点を入れながら報告を行っている。

最後に、中央卸売市場は地方公営企業法を一部適用していることから、「Ⅳ 決算プロセスについて」という項目を設けて、公営企業会計の適用状況についても報告を行っている。

なお、本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」とに分けて記載している。指摘は、法規の誤った適用や違反等に該当すると考えられるため、適正性や妥当性等の観点から早期に是正すべきと認められる事項である。

また、意見は、事務事業の執行に関して、誤りではないが、地方自治法第2条第14項及び第15項に定められている経済性や効率性、有効性等の観点から、検討が必要と認められる事項である。つまり、住民の福祉の増進に寄与しているかといった視点、最少の経費で最大の効果を上げようとしているかといった視点、組織及び運営の合理化・適正化がなされているかといった視点及び規模の適正化を図っているかといった視点に関連して、改善が望まれる事項などに該当するものである。

9 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について	18	61	79

10 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

1 中央卸売市場の概要について

(1) 中央卸売市場の目的及び役割

中央卸売市場は、卸売市場法に基づき農林水産大臣の認定を受ける必要があり、毎日の生活に欠くことのできない水産物・青果物・食肉・花きなどの生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売の拠点となっている。

生鮮食料品等は、鮮度が低下しやすいため長期にわたる保存が難しく、その鮮度によって商品の価値が著しく変化する。また、その需要量に変動が少ないにもかかわらず、供給量（生産量）は天候その他の自然条件によって極めて大きく左右されるという商品特性を持っている。

このため、生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図り、公正かつ迅速な取引を確保することを目的として、開設者が、衛生的かつ効率的な施設の建設や、一定の経費負担を行うなど、市場の管理・運営に当たっている。

中央卸売市場の果たしている役割は以下のとおりである。

役割	内容
集荷	国内外から大量、多種類の品物を集める
公正な価格形成	せり売、入札、相対取引により公正な価格を形成する
分荷	多数の小売業者等へ迅速に販売し、荷を捌く
確実な取引の決済	早期支払の努力義務及び代払制度により確実な代金決済を行う
流通経費の削減	大量流通により経費が削減される
正確な情報提供	卸売予定数量、販売結果等を公表する
衛生の保持	衛生的な施設の確保と食品衛生法に基づく検査を行う

(2) 中央卸売市場の経由量

生鮮食料品等の全国総流通量に占める全国市場（中央卸売市場・地方卸売市場）、全国中央卸売市場、東京都中央卸売市場それぞれの経由量及び割合は、表A-1-1のとおりである。

表A-1-1 生鮮食料品等の全国総流通量に占める市場経由量及び割合（令和元年度）

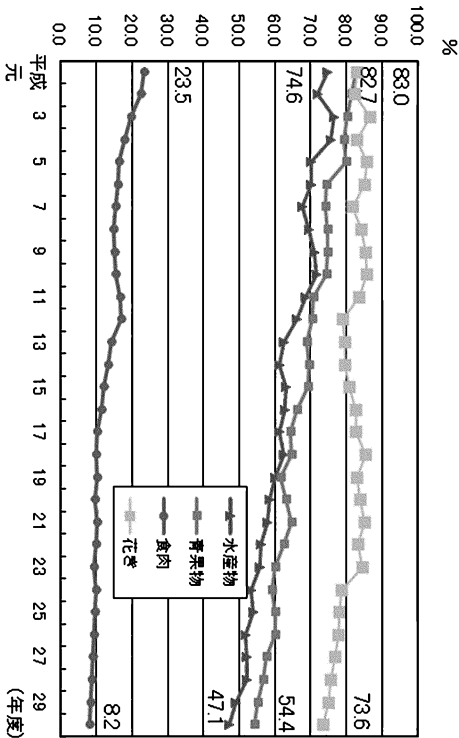
（単位：千トン（花きは億円）、％）

	全国総流通量 A	全国市場 B	割合 B/A	全国中央卸売 市場 C	割合 C/A	東京都中央卸 売市場 D	割合 D/A
水産物	5,428	2,522	46.5	1,834	33.8	365	6.7
野菜	13,962	8,827	63.2	5,521	39.5	1,517	10.9
青果実	7,437	2,646	35.6	1,534	20.6	410	5.5
計	21,399	11,473	53.6	7,055	33.0	1,961	9.2
食肉	1,361	154	11.3	112	8.3	61	4.5
豚	2,690	160	6.0	75	2.8	16	0.6
計	4,051	314	7.8	188	4.6	77	1.9
花き	4,341	3,047	70.2	1,092	25.2	806	18.6

令和4年8月 農林水産省「卸売市場データ集」より都が作成
（注）単位未満を四捨五入してあるので、合計数値と内訳の合計とは一致しない場合がある。

また、生鮮食料品等の全国総流通量に占める全国市場（中央卸売市場・地方卸売市場）の経由割合の推移は、グラフA-1-1のとおりである。青果物、水産物、食肉、花き、いずれも減少傾向が続いていることが分かる。

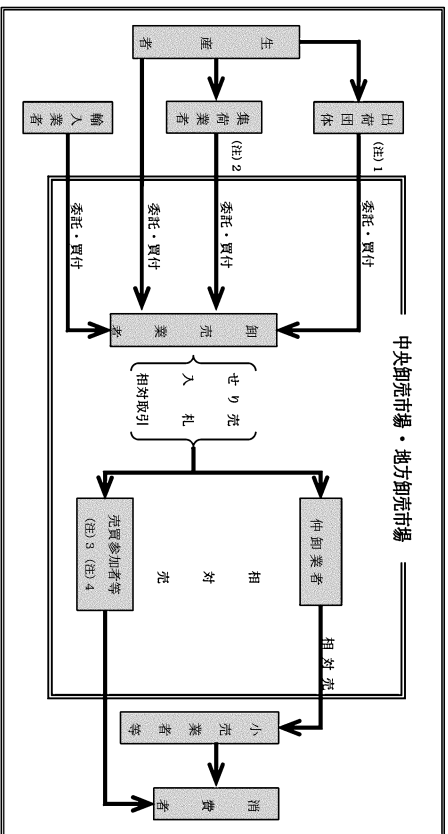
グラフA-1-1 卸売市場経由率の推移（重量ベース（花きは金額）、推計）



令和3年6月 農林水産省「卸売市場データ集」より都が作成

(3) 市場流通の仕組みと関係機関及び業者
ア 市場流通の仕組み
(ア) 水産物、青果物、花き
水産物、青果物、花きの市場流通の仕組みは図A-1-1のとおりである。

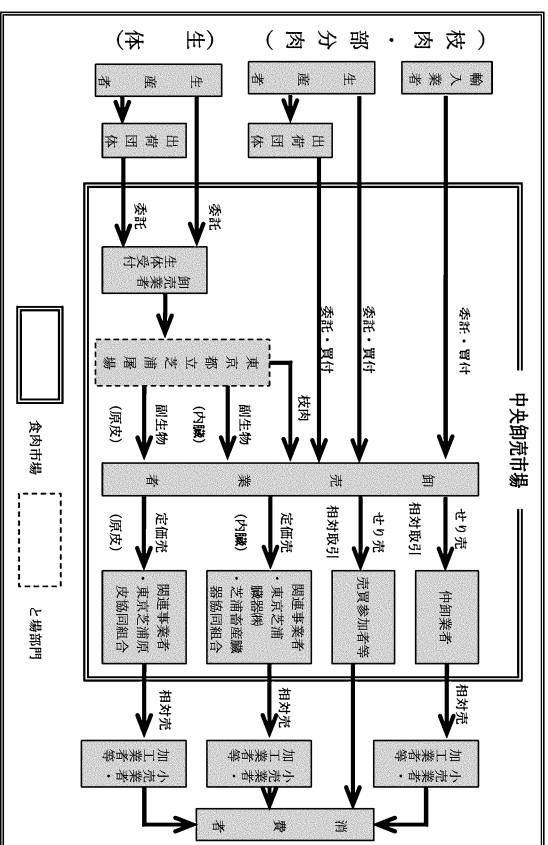
図A-1-1 水産物、青果物、花きの市場流通の仕組み



(注) 1 出荷団体とは、農協・漁協、出荷組合等をいう。
2 集荷業者とは、「産地仲買人」をいう。
3 「青果」や「花き」の小売業者の多くは、売買参加者の資格を有しており、卸売業者から購入することができる。
4 「水産」で売買参加者の資格を有しているものは、加工業者・量販店等であり、一般の小売商は仲卸業者から購入している。
※ 仲卸業者及び売買参加者は、せり売及び入札に参加することができる。

(イ) 食肉
食肉の市場流通の仕組みは図A-1-2のとおりである。

図A-1-2 食肉の市場流通の仕組み



イ 市場流通の関係機関及び業者
市場流通に関する機関、業者等は次のとおりである。
イ 農林水産大臣

農林水産大臣は、卸売市場法に基づき卸売市場の開設・運営に対する権限を有しており、我が国の生鮮食料品等の流通の円滑化を図っている。

- 農林水産大臣の有する権限は、以下のとおりである。
- 卸売市場に関する基本方針の制定
- 中央卸売市場の認定
- 開設者に対する検査、指導、措置命令及び助言
- 開設者に対し中央卸売市場の運営の状況といった事項について報告を義務付け
- 中央卸売市場整備のための補助など

(イ) 開設者 東京都中央卸売市場の開設者である東京都は、生鮮食料品等の円滑な供給の確保と都民の消費生活の安定に資することを目的として、東京都中央卸売市場条例に基づき、市場の取引業務及び施設使用の適正かつ健全な運営を図っている。 都が担っている業務の内容は、以下のとおりである。 ・業務規程の制定・改廃（注） ・業務の指導監督 ・市場業者の経営改善 ・施設使用の許可及び維持管理 ・施設整備計画の実施 ・施設の付帯事業の運営 ・市場内の警備及び衛生の維持 ・市場情報の提供 ・東京都卸売市場審議会及び東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の運営 （注）卸売市場法に定められている「業務規程」として、都では「東京都中央卸売市場条例」及び「東京都中央卸売市場条例施行規則」を制定している。 なお、都では、と畜場法及び東京都立芝浦屠場条例に基づくと場の設置及びと畜解体事業も行っている。 （ウ）出荷者 出荷者には以下のものがある。 a 生産者 農家、漁家、漁業会社、食品加工業者など、自ら生産する者をいう。 生産者が直接市場に出荷するものとしては、水産物では近海鮮魚類、冷凍魚、塩干加工品、貝類、淡水魚等があり、青果物では近県で栽培される軟弱野菜等があり、花きは主に近県の切花、鉢物等がある。 b 出荷団体 農業協同組合、漁業協同組合、園芸組合、出荷組合など、生産者が共同して出荷する組織体をいう。青果物、食肉、花きは、この形態により出荷されるものが比較的多いが、水産物は少ない。	c 集荷業者 産地仲買人と称するもので、生産者から自己の計算によって生産物を買取り、市場に出荷する者をいう。青果物ではわずかなであるが、水産物では全体の約半分が、食肉では全体の約1/4が、集荷業者によって出荷されている。 d 輸入業者 国内の需要を満たすため、水産物、青果物、食肉及び花きなどの生鮮食料品等を輸入し、市場に出荷する者である。 e 花き流通における共同荷受機関 都内の花き卸売業者が一旦共同で荷を受け、積替え作業を行う經由施設をいう。都内に2か所（大田区・江東区）存在しているが、共同荷受機関における取扱量は減少している。 （エ）市場内業者 a 卸売業者 卸売業者は、知事による市場施設の使用許可を受けて、出荷者から販売委託された品物や買付集荷した品物を、市場内卸売場において仲卸業者や売買参加者等に卸売する者をいう。 卸売業者は、卸売市場において集荷機能という重要な役割を担っており、受託集荷の場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならないとされている。 販売は、取扱物品の特性に応じて「せり売若しくは入れ」又は「相対取引」の方法によって行っている。 卸売市場において重要な役割を担う卸売業者に対し、開設者は、卸売市場における公正な取引環境を確保するため、取引状況や財務内容について監督・検査を行っている。 b 仲卸業者 知事による市場施設の使用許可を受けて、卸売業者が行う売買取引に参加し、買い受けた物品を市場内の店舗・荷捌施設で仕分けし、又は調製して販売する者をいう。仲卸業者は、卸売業者と並んで市場機構の中心を成すものであり、その主な役割は物品の「評価」及び「分荷」である。 仲卸業者は、自己の評価による売買取引を通して価格を形成し、買出人への分荷を行うという重要な機能を有している。そこで行われる自由な競争により、需要と供給の関係が正しく反映された、適切な価格形成が行われている。
---	---

ｃ 関連事業者
 知事による市場施設の使用許可又は市場事業に係る土地の貸付けを受けて、買出人を中心とする市場利用者を対象に、各種の業務を営む者をいう。業務の種類は多岐にわたるが、「流通補充業務」（運送業・買荷保管業・冷蔵庫業）、「物販・飲食業務」（用品販売業・関連食料品等販売業・その他販売業・飲食業）、「加工・サービス業務」（取扱物品加工業・サービス提供業）がある。

(オ) 売買参加者
 小売商、加工業者、地方卸売市場業者等のうち、開設者の承認を受けて、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に、仲卸業者と同じ立場で参加できる者をいう。
 水産物・食肉関係では、その大半が大口需要者であるが、青果物・花き関係では、小売商である。この原因として、青果物・花きにおいては、取引単位及びその価格が比較的小さいために、売買参加者が卸売業者と直接取引を行うことが可能であるのに対して、水産物・食肉では、買出人が処理できる程度に取引単位及び価格を小さくすることが困難であることなどが挙げられる。

市場内業者（卸売業者・仲卸業者・関連事業者は知事の市場施設の使用許可）及び売買参加者（知事の承認）の全市場の業者総数は、表Ａ－１－２のとおりである。

表Ａ－１－２ 全市場の卸売業者・仲卸業者・関連事業者及び売買参加者数

	卸売業者数	仲卸業者数	関連事業者数	売買参加者数
水産	10	547		342
青果	15	323		3,165
食肉	1	24	299	157
花き	7	45		3,947
合計	33	939	299	7,611

令和４年版東京都中央卸売市場事業概要

(カ) 買出人
 仲卸業者から生鮮食料品等を買ひ受け、その物品を市場外で販売する小売商、地方卸売市場業者、買ひ受けた物品を原料として食料品その他を生産し販売する加工業者、買ひ受けた物品を自ら消費する大口消費者（病院、学校、職場の給食等）、飲食業者等をいう。

(キ) 市場関係団体等

a 市場衛生検査所
 東京都保健医療局が設置するもので、食品衛生法等に基づき監視指導や試験検査を行い、不良食品の一般流通を未然に防止することによって生鮮食料品等の安全確保に努めている。

b 関係団体
 中央卸売市場には、生鮮食料品等の流通機構に関係する多くの業者が集中しているため、これらの組織する組合又は諸団体がある。

c その他
 市場利用者の利便を図る目的で、郵便局や診療所などが置かれている市場もある。

(4) 中央卸売市場の沿革

ア 中央卸売市場の沿革
 中央卸売市場を開設する根拠となる「中央卸売市場法」が制定・公布されたのは大正12年3月であった。東京においても魚市場（築地）、江東青果物市場（本所横綱）に市設の臨時市場を建設し、在来市場の業者を収容した。

昭和2年江東分場、昭和3年神田分場、昭和8年本場が完成し、昭和6年6月本場、昭和9年神田・江東両分場の開設が認可され、昭和10年2月に築地本場青果部・鳥卵部・魚類部（淡水魚のみ）、神田分場、江東分場、同年6月に本場魚類部塩干魚、同年11月に本場魚類部鮮魚と、順次中央卸売市場としての業務を開始した。その後、荏原・豊島・淀橋・足立の4分場が、それぞれ昭和11年6月、昭和12年3月、昭和14年2月、昭和20年2月に業務を開始した。

昭和15年8月、「生鮮食料品の配給及び価格の統制に関する件」が発せられ、昭和16年中にはほとんど全ての生鮮食料品の価格が公定され、昭和16年、配給統制規則を公布し、完全な配給統制時代に入ったことによって、中央卸売市場本来の機能は事実上停止し、卸売人は配給機関となり、仲買人は全て廃止された。戦後、生鮮食料品の統制が全面的に解除された昭和25年頃には、中央卸売市場は完全にその機能を回復し、取扱量も戦前の水準に達した。